HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第二報告　ヨーロッパにおける同性カップルの法的保護
Author(s)	渡邉, 泰彦
Citation	北大法学論集, 57(4), 220-232
Issue Date	2006-11-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16935
Type	bulletin (article)
Note	資料
File Information	hogakuronshu57-4-9-3.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

〈北大大学院法学研究科研究推進ボード主催研究会〉

婚外関係の多様化と法的保護のあり方

――自己決定を支える法の論理――

二宮周平
渡邉泰彦
大島梨沙

資　料

目　次

趣旨説明　古矢　旬
第一報告　日本における婚外関係の多様化と法的保護　二宮周平
第二報告　ヨーロッパにおける同性カップルの法的保護　渡邉泰彦
コメント　大島梨沙

第二報告

ヨーロッパにおける同性カップルの法的保護

渡邉泰彦

本日私がお話しするテーマは、ヨーロッパにおける同性カップルの法的保護の現状です。これは、婚姻外の関係すべてをカバーするものではなく、従来は婚姻の対象されていなかった関係の一部を扱うものにすぎません。地域的にも、イギリス・アメリカなどの状況は考慮外においていますし、私の語学能力の限界から、ドイツ語圏を中心に扱います。

一　ヨーロッパにおける同性パートナーシップの立法状況

まず、ヨーロッパの立法状況ですが、一九八〇年代末から北欧諸国を皮切りに、同性カップルの法的保護のための同性パートナーシップ制度の導入が各国で進められています。

同性カップルの法的保護を対象とする法律を初めて制定したのは、スウェーデンです。一九八七年「内縁当事者の財産関係

に関する法律」は、内縁としての同性カップルを対象とするもので、同性カップルの登録にまでは踏み込みませんでした。このように男女間および同性間の内縁を同じく保護する制度は、表において同異内縁と示しています。周囲の国を見ましても同性カップルの登録までは踏み込めないということで、スウェーデンは一回ここで踏みとどまったのです。

それに対して、デンマークは、一九八九年に初めて同性登録パートナーシップに踏み出します。それ以降、ノルウェー、スウェーデン、アイスランド、オランダ、スペイン（一部の州）、フランス、ベルギー、ポルトガル、ドイツ、フィンランド、クロアチア、ルクセンブルク、イギリス、チェコと同性パートナーシップ制度はどんどん広がっています。

表から明らかなように、西ヨーロッパ諸国、自由主義諸国が中心で、旧共産圏で同性登録パートナーシップ法を最初に導入するのはチェコです。二〇〇六年三月に同性登録パートナーシップ法が可決されましたが、つい先週、三月半ばくらいに、大統領が拒否権を行使したので、もう一回議会が覆す形で、四度目の正直で成立しました。これは、二〇〇六年七月一日に施行される予定です。その他、スロヴェニアでは、財産関係のみをカバーするパートナーシップ制度（登録パートナーシップと

1980年代	スウェーデン（1987年、同異内縁[6]） デンマーク（1989年、同[7]）
1990年代前半	ノルウェー（1993年、同）、スウェーデン（1994年、同）
1990年代後半	アイスランド（1996年、同）、ハンガリー（1996年、同異内縁） オランダ（1998年、同異）、スペインの一部の州（1998年～、同異） フランス（1999年、同異・契[8]）、 ベルギー（制定1998年、施行2000年、同異・契）
2000年代	オランダ（2001年、同性婚） ポルトガル（2001年、同異内縁）、ドイツ（2001年、同）、 スイスの一部のカントン（2001年～、同・同異の双方あり）、 フィンランド（2002年、同）、 ベルギー（2003年、同性婚）、クロアチア（2003年、同異内縁[9]）、 ルクセンブルク（2004年、同異・契）、 イギリス（制定2004年、施行2005年、同）、スペイン（2005年、同性婚） スイス連邦（制定2005年、施行2007年、同） チェコ（制定2006年、同）

は少し違う制度）が導入されており、二〇〇六年から登録が可能になります。ハンガリーは、二〇〇五年三月に、政府が同性登録パートナーシップ法の導入の計画を明らかにし、現在、二〇〇七年施行を目指しています。

婚姻、いわゆる同性婚、を認めたのは、二〇〇一年のオランダが最初で、二〇〇三年にベルギー、二〇〇五年にスペインが導入しました。

とはいえ、ヨーロッパのすべての国が同性カップルの法的保護を立法化しているのではありません。例えば、ラトヴィアでは、二〇〇五年一二月に、家族と親子の権利に加えて、男女間の合意である婚姻を国家が保護するという憲法改正が可決され、同性婚の導入は憲法上禁止されています。ギリシャ、ポーランド、イタリア、ロシアでは、同性パートナーシップを法的に承認する立法の動きはありません。イタリアで問題となるのは、カトリック教会の問題です。カトリック教会は同性愛行為を否定し、同性パートナーシップや同性婚は認められないという立場にたっています。そのお膝元のイタリアで導入するのは非常に難しいといえます。同じくカトリックの国であるスペインの同性婚導入の際には、宗教上非常に問題になりました。

二　同性カップルの法的保護の方法

既にご存じの通り、表に挙げられた国々では同じ制度を採用しているのではなく、その内容は国により違います。

さて、どのようにこれらの国々の状況を比較して説明していくかは大変なことなのですが、いくつかの基準はあると思います。そこで、スイスのパートナーシップ法草案で示された区分方法をもとにしてみたいと思います。それによると、同性カップルの法的保護の方法は、①事実上の共同生活の保護、②パートナーシップ契約、③独立した規定による登録パートナーシップ、④婚姻の規定を準用する登録パートナーシップ、⑤同性婚に分類されます。

（1）事実上の共同生活の保護

まず、①事実上の共同生活の保護というのは、身分登録、契約の登録は認めていないが、他の法律において、同性カップルが共同生活として一定の保護を受けている、または法律に規定されているものです。法律に規定されているだけというのでは、フランスの内縁がこれにあたります。ポルトガルは、内縁として、男女カップルも同性カップルも保護し、一定の範囲で具体

的な権利を認めているようです。旧社会主義系諸国では、いわゆる事実婚保護の延長で、同性カップルを含めて、登録は認めないにしても、法的保護を認めています。

個別の法律で規定する例としては、オーストリアがあります。オーストリアでは、同性カップルのための制度はありませんが、共同住居の保護にあたって、それが所有住居である場合でも、賃借住居である場合でも、男女カップルと同じに扱います。また、一般社会保険法において、同性カップルも男女の内縁と同様に扱うことを連邦憲法裁判所が示しています。

個別の規定によっても広い範囲の保護はできますが、同性カップルはあくまでも男女の内縁に準じるという扱いになっています。同性カップルは、統合された法的保障としての婚姻から排除されています。

（2）パートナーシップ契約

次に、②のパートナーシップ契約ですが、フランスのパックス（民事連帯協約）で知られているように、二人の当事者の間の財産的関係を契約で規律し、その契約を登録するものです。これにはパックスや、ベルギーの法定同棲が入ります。契約の登録であって、身分登録を含まない点で、登録パートナーシップと区別されます。パートナーシップ契約の特徴は、同性カップルのみならず、男女カップルにも認められるところにあります。契約の登録には制度的側面がありますが、男女カップルからみると婚姻の下位の制度として位置づけられます。パックスについては、私よりも、二宮先生や大島さんの方がお詳しいと思いますので、ボロを出さないために、内容については深く立ち入りません。ただ一つだけ述べておきますと、パートナーシップ契約であっても、フランスとベルギーは全く同じものではありません。フランスのパックスが家族法の規定であるのに対して、ベルギーの法定同棲は当事者の財産関係に純化させた結果、財産法の規定となっています。これは、パートナーシップ契約の位置づけとして興味深いところであると思います。

（3）身分登録を伴うパートナーシップの登録

③と④は、身分登録をともなうパートナーシップです。さらに、③独立した規定によるものと、④婚姻の規定を準用するものの二つに分けています。③の独立した規定というのは、民法から独立した別の法律でという意味ではなくて、内容的に婚姻と違いがあり、内容面で婚姻と一つにまとめることができないという意味で独立しているということです。これに対して、④

の婚姻の規定を準用するというのは、登録パートナーシップ法の規定のほとんどが婚姻の準用規定で、中身は婚姻との違いがほとんどないものです。

例えば、二〇〇一年に制定・施行された二〇〇四年一二月三一日までのドイツの生活パートナーシップ法、あるいは、スイスの連邦パートナーシップ法はこの③の独立したパートナーシップに入ります。④婚姻の規定を準用する法律には、同性登録パートナーシップを最初に導入したデンマークをはじめ、ノルウェー、スウェーデン、アイスランド、フィンランドが含まれます。

この③と④の中間とされる立法例もあります。例えば、オランダの登録パートナーシップは、婚姻と同一の効果を有し、④に分類されそうですが、登録・解消の手続において婚姻との差異を強調しているため、④に入らないと考えられています。ドイツの生活パートナーシップ法も、二〇〇四年改正法[10]により、二〇〇五年一月一日からは、この中間グループに含まれます。

登録パートナーシップの特徴は、オランダを除き、同性カップルにしか認められないことです。これは、男女間の婚姻と並列する制度として同性間の登録パートナーシップが位置づけられることによります。ただ、③の独立した規定による登録パートナーシップでは、並列しながらも、婚姻との違いがあり、婚姻に比べると保護の範囲が限定された、いわば婚姻に劣後するものと位置づけられるでしょう。

（4）同性婚

最後に、⑤同性婚は、登録パートナーシップとは区別されます。登録パートナーシップを同性婚と訳すこともありますが、ヨーロッパの立法ではあえて区別して登録パートナーシップと呼んでいます。むしろ、同性婚にすることに、非常に重要な跳躍があります。オランダ、ベルギー、スペインで認められた同性婚は、具体的な内容では、北欧の登録パートナーシップとあまり差がないようにみえます。例えばドイツのマスコミが登録パートナーシップも同性婚と呼ぶように一般にその区別が浸透しているかは別としまして、法律上は厳然と分けられています。この区別は、憲法上の婚姻保護の問題や、婚姻理解の問題と分かち難いものであると考えられ、法律学では非常に重要なものです。

三　パートナーシップの対象範囲（性別）：二つの平等

パートナーシップ制度を同性カップルにのみ認めるのか、男女カップルにも認めるかは、大きな違いです。フランスのパックスは男女のカップルでもいいが、ドイツの生活パートナーシップ制度は同性カップルのみといった違いは、なぜ生じるのでしょうか。

この問題を考えるにあたって、平等の意味が問題となります。男性・女性とも、異性と婚姻でき、同性とは婚姻できないのであれば、男女間に不平等はありません。同性カップルの法的保護を考える場合には、男性と男性、女性と女性、男性と女性という組み合わせの間の平等が問題となります。[1]

さらに、平等の二つの段階を区別する必要があると思われます。一つは、「男女カップルには婚姻が認められ、婚姻によって義務を負うかもしれないが、権利も有している。同性カップルにそれらが全く認められないのは不平等である」という考えから出発して、同性カップルにも何らかの法的保護を認めるべきという平等の考え方(A)です。

さらに、もう一つは、「同性カップルには婚姻とは違う制度が認められている。それを同性カップルだけが独占するのは不平等である」という考え方(B)です。

これら二つは、平等の理解として出てくるであろうものです。この(A)(B)二つの平等を同時に満たすことは非常に困難です。(B)の平等を達成しようとすれば、(A)が達成できないという結果になりかねません。

例えば、同性カップルと男女カップルを対象とするパートナーシップ制度を考えてみます。婚姻と同じ権利義務を同性カップルにも平等に認めるとすると、男女カップルでは婚姻と登録パートナーシップの差がありません。同性カップルには登録パートナーシップしかありませんが、男女カップルには婚姻と登録パートナーシップの二つを選択できることになります。名称だけが違い、同じ内容のものが二つあればどちらかが無駄ですから、内容で差をつけることが必要となります。結果として、男女カップルにも認める制度を採用した場合には、同性カップルは、婚姻と同一の内容を有する登録パートナーシップ制度を得ることができません。当事者の範囲を同性カップルに限定するか男女カップルを含めるかという問題は、採用される制度内容に決定的な影響を与えるのです。

(A)の平等を強調すれば、同性登録パートナーシップが採用さ

れます。登録パートナーシップを採用する国のほとんどは、同性カップルのみを対象とします。男女の婚姻に対して、同性カップルの登録パートナーシップという図式となります。そして、婚姻と婚姻外の男女関係とパラレルに、登録パートナーシップと非登録パートナーシップの同性関係という構図ができあがります。もっとも、オランダはこの図式には当てはまりませんが、それは後から述べます。

次に、(B)の平等を強調すると、婚姻と違う内容の制度が必要となります。例えば、フランスのパックス、ベルギーの法定同棲のように男女カップルにも認められるパートナーシップ契約が採用されます。パートナーシップ契約では、原則として、その効果が法律ではなく、当事者間のパートナーシップ契約の効果によって規律されています。同性カップルを当事者とするパートナーシップ制度に反対する人々に対しては、男女カップルも当事者となる制度は受け入れやすく、立法

過程でのハードルが低くなります。その面で、(B)の平等の方を強調するという政策的判断もありえます。ただ、この場合には、婚姻と婚姻外の関係という二極化ではなく、間にパートナーシップ契約が入り、同性婚を導入していないフランスでは男女カップルについては、婚姻、パートナーシップ契約、両方ともに入らない制度外の関係という三層構造となります。それに対して、同性カップルは、パートナーシップ契約と非パートナーシップ契約に区別されます。ベルギーでは三層構造が同性カップルにも適用されます。

同性婚導入前に二つの平等を同時に満たすことに正面から取り組んだのはオランダの登録パートナーシップです。婚姻と登録パートナーシップ制度で効果を同じとする一方、登録と解消の手続を簡略化し、たとえ男女間であっても嫡出推定を認めないことで、婚姻と差をつけました。オランダの場合

フランス

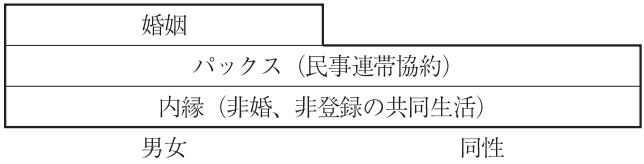

には、男女間の登録パートナーシップで子どもが生まれても、父が認知しなければなりません。婚姻は嫡出推定の規定があるが、登録パートナーシップにはないという点で区別します。

以上の二つの平等という問題を解決する一つの選択肢として、婚姻と登録パートナーシップという二つの制度を並立させるという前提に問題があるのであり、婚姻に同性カップルを含めれば、矛盾は解消するともいえます。この考えは、その前提としまして、そもそも婚姻に同性カップルを含めることができるかという根本的な問題を解決しないことには採用できない点に注意が必要です。

オランダ、ベルギー

婚姻
登録パートナーシップまたは法定同棲
非婚、非登録の共同生活

男女　　同性

四　近親間のパートナーシップ

近親間にもパートナーシップ制度を認めるかは、その制度の目的と関連があります。例えば、パートナーシップ制度の対象を男女カップルとの対比における同性カップルとするならば、近親カップルを対象としません。遺伝学的には、近親交配の危険というのは、同性カップルにはありえないにもかかわらず、同性カップルでも婚姻とパラレルに近親間の登録が禁じられています。

広く婚姻ができないカップルを対象とするならば、同性カップルと近親カップルの間に違いはありません。ただ、近親カップルの登録を認める場合に、危惧される問題があります。[12] 例えば、その制度が法定相続権または遺留分、相続税の控除という効果を有する場合には、相続人の一人に多くの法定相続権または遺留分権を与える（法定相続制度を崩すような使い方をする）ため、あるいは相続税の節税のためにパートナーシップ契約を利用することも考えられます。オランダでは、近親カップルの登録も立法の議論の当初には考慮されたのですが、途中から対象から外されました。そこでは、登録パートナーシップに近親間カップルを加えるかが問題となった際、一人の相続人、例えば子どもの一人に相続分を集中させ、相続税の控除を与えるためだけに利用することが許されるのかが議論されました。

五　婚姻の位置づけ、同性婚導入の可否

同性婚を導入するならば、新たな法律を制定することなく、同性カップルに法的保護を与えることができます。では、女性の同性婚の当事者に子どもが生まれたときに、嫡出推定を受けるのでしょうか。嫡出推定を外すことは、推定の及ばない子の範囲についての解釈でも可能です。しかし、同性婚の導入には技術的な問題だけではなく、婚姻をどのようにとらえるのかという根本的な難問が横たわっています。

婚姻を当事者二人を対象とする関係に純化させていけば、同性カップルも二人の共同生活であり、これを外部に示すにあたり、婚姻を利用できるという考えになります。これは、ベルギーが同性婚を導入したときの理由でして、ベルギー仲裁裁判所二〇〇四年一〇月二〇日判決に示されているベルギー同性婚法の立法理由からもうかがえます。二人の関係に純化していくのであれば、同性婚とか男女間の婚姻であるとかは関係なくなるというのがベルギーの立場です。

それに対して、婚姻とはそもそも男女カップルによって形成され、それが婚姻の本質的要因であるとすれば、同性カップルによる婚姻はありえないことになります。では、なぜ婚姻は男女でなければならないのでしょうか。

結論から述べますと、私自身は保守的な立場でして、婚姻は男女間のみという考えにたっています。私が初期に書いた論文で、同性婚への過程としての登録パートナーシップという考え方を示したのですが、これは、同性婚を認めるというよりは、同性婚を待っていてもおそらく婚姻観はなかなか変化しないだろうから、同性婚を目指す人もまずは登録パートナーシップから段階を踏んでいきましょうという呼びかけです。そのうえで、同性婚を認めるのか認めないのかは別として、同性登録パートナーシップ制度ぐらいまでは、賛意を得られるのではないかという趣旨です。

婚姻を男女に限る理由としては、婚姻法の規定を適用することと婚姻を認めることは必ずしも同じではないことが挙げられます。例えば、北欧の登録パートナーシップ法は、婚姻の規定をほぼすべて準用しますが、それを婚姻とは呼びません。婚姻の規定を適用するからといって、婚姻と呼ぶ必然性はありません。第二に、婚姻は嫡出推定の規定と結びつくところに本質的な要素があるのではないかと考える、嫡出推定の捉え方が挙げられます。子どもが生まれることがない同性カップルには、嫡出推定の規定とは切断された登録パートナーシップ制度が適し

ていると考えます。これについては、オランダの登録パートナーシップ法が男女間のパートナーシップにおいて子が生まれても父の認知を必要としていること、同性婚では同性カップルについて嫡出推定を適用しない旨の特別規定を設けていることからうかがえます。

さらに、日本については、形式的な理由でありますが、憲法二四条一項の「両性の合意」という文言をどう捉えるかという点です。この文言は、男女間の婚姻を念頭においていると考えられます。これを憲法上の価値判断とみるのか、それともゆるやかにとらえるのかは、議論があるでしょう。

六　日本での同性登録パートナーシップ法の可能性

同性カップルに関する法制度の比較を、単に同性カップルに関わる各国の規定を比べるだけでは不十分であって、むしろ各国における婚姻とパートナーシップ制度の関係を比較することが求められます。そこまでの作業は私の力量を越えるため、ここでは、日本における同性カップルの保護のあり方について簡単な提案をすることにとどめたいと思います。

まず、同性カップルを法的に保護することが必要であるかという点です。まさに、この法的保護とは何を意味するのかという点から問題となります。[13]

少なくとも、同性カップルの共同生活を一定の範囲で法的にも承認することは必要であって、法的保護の対象から排除されないと考えます。現在でも、同性カップルを内縁と同様に考えると、多くの場面で法的保護を認めることができます。日常家事債務の連帯責任も、第三者保護として類推適用できるでしょう。しかし、内縁と同じに扱うだけで、同性カップルの法的保護が完成するわけではありません。

例えば、わが国では他に実務上、同性カップル間の縁組が認められています。このことは、同性カップルが同じ戸籍に入って、同じ氏を称すること、あるいは、法定相続人になるという結果も事実上黙認している面もあり、それに相応する形で新たな制度が作られたときでも、日本では受容されるのではないのかと思います。

内縁保護を同性カップルにも認めるのであれば、新たな制度ではそれ以上の保護が目指されます。つまり、内縁以上であり、縁組と同等の効果を有する制度の導入です。そうなりますと、わが国では、登録パートナーシップが適しており、パックスの

ようなパートナーシップ契約は、前進ではなく、後退になる可能性があります。

さらに、男女カップルにも利用可能な制度は日本では必要がないと考えます。また、同性登録パートナーシップと並んで、パックスのようなパートナーシップ契約を導入する必要もないと思います。

なぜ男女カップルに必要ないかといいますと、同性カップルの保護を婚姻に近づけていくなかで、例えば、オランダのように登録と解消の手続を簡略化して婚姻と登録パートナーシップの間に差をつけるとします。日本の婚姻の登録手続と解消手続はすでに非常に緩やかで、これ以上緩められません。例えば、パックスのような契約書を作るときに公正証書が必要としますと、婚姻より厳格な手続となります。婚姻では婚姻届を本人が書く必要がなく、本人が出頭しなくてもいいという、緩やかな要件となっています。離婚でも合意でできることからも、これ以上簡単な手続ははないでしょう。夫婦財産制、婚姻費用分担などの規定も、わが国では白紙規定が多く、これ以上緩やかにしようがありません。法定財産別産制以上に当事者の財産的独立性を認める規定があるのでしょうか。つまり、婚姻とパートナーシップ制度の間を区別するのが難しいのです。日本の婚姻法の規定、最低限の婚姻法の規定と、厚い内縁保護との間に、男女間のパートナーシップ契約が入り込む余地はないと考えます。

時間の関係で触れることができませんでしたが、同性カップルについては、他の局面についても考慮する必要があります。

まず、親子関係にかかわるいくつかの問題です。ひとつは、その当事者が人工生殖によって子をもうけることができるのか、他人の子と共同縁組できるのかという、親子関係の創設です。さらに、当事者の一方に子があり、同性カップルの生活共同体において生活している場合に、当事者の他方が連れ子を養子にできるのか、縁組がなくても共同監護権者となることができるのかという監護権の問題もあります。

他に、同性パートナーシップ制度が導入されるときに問題となったのは、憲法上での婚姻の位置づけです。例えば、ドイツの連邦憲法裁判所の判決で、憲法上の婚姻保護が問題となりました。これに対して、わが国の憲法二四条の議論は、失礼かもしれませんが、憲法学でも従来から厚みがあったわけではないといえます。最近いくつか出てきているという状況です。そういうなかで、民法側のほうから何か言うことはないのかというときに、同性カップルの問題は関連してきます。

非常に雑な報告でありましたが、同性カップルというこれまで婚姻の当事者とは認められてこなかった、婚姻外の関係について少し紹介させていただきました。不十分な点につきましては、この後の議論で補足できればと思っております。それとともに、皆さんのご意見をお聞かせいただき、勉強させていただければと思う次第であります。ありがとうございました。

（6）同性間の内縁も異性間の内縁と同じように扱うということを意味する。

（7）同性カップルの登録パートナーシップを法律によって設けられた制度によって認めるということを意味する。

（8）カップル間（男女カップル・同性カップルの双方を含む）の契約の登録を法律によって設けられた制度によって認めるということを意味する。

（9）三年の共同生活を要件とする内縁保護である。

（10）二〇〇四年生活パートナーシップ法改訂法により、生活パートナーシップ法が変化した点には、主に以下のものがある。一）財産制に夫婦財産制の規定が準用されること、二）廃止手続が離婚とほぼ同じになったこと、三）年金調整の規定が準用されること、四）連れ子養子縁組が認められたこと、五）生活パートナーシップの存在が婚姻障碍となることが明文化されたこと、六）婚約の規定が準用されることなど。

二〇〇四年改正については、拙稿「ヨーロッパにおける同性カップルの法的保護」東北学院大学論集法律学六三号二三頁以下（二〇〇四）、拙稿「生活パートナーシップ法条文仮訳」東北学院大学法学政治学研究所紀要一三号一一三頁以下（二〇〇五）を参照のこと。

（11）この点を無視して、男女の平等という枠組みに押し込むと、男性、女性の他に、新たに同性愛者という性別があるのかという批判を受けることになります。

（12）ベルギーにおいては、近親間カップルの登録が制度として認められている。

（13）身分登録を認めることが法的保護といえるのか、当事者間の関係を法律で定めることが法的保護なのか、相続権を認めることが法的保護なのか、内縁と同等に扱うことが法的保護なのかという根本的な問題がある。

（14）したがって、個人のライフスタイルの自由な選択を妨げるような要素がある場合は、国家が積極的に介入してそれを取り除くべきであるとする（二宮先生は、自己決定権の社会権的側面とされている）。

（15）二宮先生は、本研究会時の参加者との議論において、「どんな関係でも親密になりその関係性が持続したときには、要保護状態になったときに要保護者を遺棄する自

由はない」、「そういう疾病という厳しい状態に追い込んだのは別れた行為をした他方当事者ではないか。それだけ親密な関係にあって、一方の要保護状態を惹起させた以上は、その者が要保護者の補完をすべきである」、「（要保護者の補完は）共同生活者が担うべきだと考えます。それだけの人間関係、信頼関係を築いているからです」、（三人以上の結合についての見解として）「私も現状で考えているのは、やっぱりパートナー性、一対一というのを考える。なぜ考えるのかというと、そこに性愛がからむからです。異性であれ同性であれ、単なる友達じゃなくてそこに性的な関係が入っている。だからそこに独占性・排他性が出てくるのではないか」と発言されている（下線部、括弧内筆者）。

(16) 二宮先生は、ご自身がライフスタイルの自己決定権という言葉を使用されるとき、自由権的な意味でのライフスタイルの自己決定権をいうわけではないと強調されている。

(17) 例えば、本研究会での議論において、二宮先生は、「そうやって親密な関係になっておきながら、相手が弱ってだめになったから別れるとか、別れてだめになったから私は知らないと、そんなことは当事者の合意の中になかった、そんなことでは世間は許さんというのが私の考え方になります」、「要保護性のある者を一方的に遺棄して放置するということが社会的に違法と評価される」と説明されている（下線部筆者）。

(18) 本研究会での質疑応答時の渡邉先生のご回答による。

(19) 本研究会質疑応答時の、筆者からの質問に対するご回答による。

（参考文献）

渡邉泰彦「同性登録パートナーシップ試案」同志社法学二八五号（二〇〇二）、同「スイス連邦登録パートナーシップ法草案」徳島文理大学研究紀要六四号（二〇〇二）、同「ドイツ生活パートナーシップ法の概要(1)(2)」戸籍 七五七号 七五九号（二〇〇四）、同「ヨーロッパにおける同性カップルの法的保護」東北学院大学論集法律学六三号（二〇〇四）、同「同性カップルと親子関係―ヨーロッパの状況をめぐって」東北学院大学論集法律学六三号（二〇〇四）、同「スイスにおける同性登録パートナーシップ法立法の状況」東北学院大学法学政治学研究所紀要一三号（二〇〇五）、同「生活パートナーシップ法条文仮訳」東北学院大学法学政治学研究所紀要一三号（二〇〇五）、同「同性カップルの法的保護」東北大学二十一世紀ＣＯＥプログラム「男女共同参画社会の法と政策―ジェンダー法・政策研究センター研究年報２―Ⅰ（二〇〇五）